

(4) 振動の現況

振動については、騒音と同じように工場や交通などと深いかかわりを持ったところから発生しており、その感じ方に個人差があります。振動を感じるにより、睡眠障害や心理的影響があり、ひどくなると地震と同じように物理的被害がでます。平成22年度は、振動による苦情はありませんでした。

ア 規制地域の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	午前7時から 午後8時まで	午後8時から 午前7時まで
第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種・第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定めのない地域	65	60
工業地域	70	65

イ 震度階と振動（dB）の比較と影響

震 度	振動レベル	被 害 程 度
0 無震	55 dB 以下	人体に感じないで地震計に記録される程度。
1 微震	55 ～ 65 dB	静止している人・敏感な人にしか感じない。
2 軽震	65 ～ 75	一般の人に感じ、戸・障子がわずかに動く。
3 弱震	75 ～ 85	家屋がゆれ、つるした電灯や水面が動く。
4 中震	85 ～ 95	家屋が激しくゆれ、すわりの悪いものは倒れる。
5 強震	95 ～ 105	壁にひびが入り、墓石が倒れ、煙突がこわれる。
6 烈震	105 ～ 110	家屋の倒壊30%以上、山くずれ、地われがひどい。
7 激震	110 dB 以上	